

契約締結における提出書類一覧表

下記の表に記載の書類を、送付先へ持参または郵送（電子契約の場合、電子メール可）にて提出してください。

	提出を必要とする書類	個人	法人	備考
1	市有財産売買契約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・2部作成 ・契約締結後1部を返送 ※電子契約も可能です。 その場合は、問い合わせ先までご連絡ください。
2	印鑑登録証明書	<input type="radio"/>	—	・複写可 ・発行から3か月以内
	印鑑証明書	—	<input type="radio"/>	・複写可 ・発行から3か月以内
3	公的機関が発行する証明書で住民登録している 住所・氏名・生年月日が確認できるもの (住民票・運転免許証・健康保険証・在留カード・マイナンバーカード表面など)	<input type="radio"/>	—	・写し ・有効期間内のもの又は発行から3か月以内
	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	—	<input type="radio"/>	・写し ・有効期間内のもの又は発行から3か月以内

※**代理人により入札参加する場合は、下記の書類もあわせて必要になります。**

	提出を必要とする書類	代理人		備考
		個人	法人	
4	委任状（手続き）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
5	印鑑登録証明書	<input type="radio"/>	—	・複写可 ・発行から3か月以内
	印鑑証明書	—	<input type="radio"/>	・複写可 ・発行から3か月以内
6	代理人の公的機関が発行する証明書で住民登録している 住所・氏名・生年月日が確認できるもの (住民票・運転免許証・健康保険証・在留カード・ マイナンバーカード表面など)	<input type="radio"/>	—	・写し ・有効期間内のもの又は 発行から3か月以内
	代理人の法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	<input type="radio"/>	・複写可 ・発行から3か月以内

注意事項

- (1)追加で問い合わせや資料提出をしていただく場合があります。
- (2)提出いただいた書類は返却できません。

【問い合わせ（送付先）】

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 管財契約課管財係

TEL : 0744-42-9111 (内線 1772)

FAX : 0744-42-2656